

広域連合

令和7年4月1日現在

No	広域連合の名称	コード	広域連合の処理する事務	広域連合長名	広域連合を組織している地方公共団体の名称	職員数	設置年月日	事務所の位置	主な施設(所在地) ※事務所を除く
25	津軽広域連合	028789	1. 津軽広域活動推進基金運用益活用事業に関すること。 2. 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護認定審査会の設置及び運営に関すること。 3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関すること。 4. し尿等希釈投入施設の設置及び管理運営に関すること。	(弘前市長)櫻田 宏	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鶴町、田舎館村、西目屋村	16	平10.2.1	〒036-8003 弘前市大字駅前町9-20 TEL (0172) 31-1201 FAX (0172) 33-2201	津軽広域クリーンセンター(弘前市)
26	つがる西北五広域連合	028797	1. 介護保険法（平成9年法律第123号）第14条の規定に基づく介護認定審査会の設置及び運営に関すること。 2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第15条の規定に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関すること。 3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項の規定に基づく協議会の設置及び運営に関すること。 4. 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の規定に基づく事業としての次に掲げる医療機関の設置及び管理運営に関すること。 ア つがる西北五広域連合つがる総合病院 イ つがる西北五広域連合かなぎ病院 ウ つがる西北五広域連合鰺ヶ沢病院 エ つがる西北五広域連合つがる市民診療所 オ つがる西北五広域連合鶴田診療所 △ てつがる西北五広域連合有庄原町役場111-1499 △ 福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の6第2項の規定に基づく協議の場の設置及び運営に関すること。 6. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物の処理に関する次に掲げること。 ア し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務 イ し尿の処分に関する事務（最終処分に係るものを除く。） ウ し尿の収集運搬又は処分を業とする者に係る廃掃法第7条及び浄化槽清掃業を営もうとする者に係る浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の許可に関する事務 エ ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務 オ ごみの処分に関する事務（最終処分に係るものを除く。） 7. 新ごみ処理施設の設置に関すること。 8. 広域にわたり処理することが適当な事務に係る課題の調査研究に関すること。	(五所川原市長)佐々木 孝昌	五所川原市、つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町	766	平11.3.25	(事務局) 〒037-8686 五所川原市大字布屋町41番地1 TEL (0173) 26-7940 FAX (0173) 33-1251 (病院運営局) 〒037-0074 五所川原市宇岩木町12-3 つがる総合病院3階 TEL (0173) 26-6363 FAX (0173) 38-1001	つがる総合病院(五所川原市) かなぎ病院(五所川原市) 鰺ヶ沢病院(鰺ヶ沢町) つがる市民診療所(つがる市) 鶴田診療所(鶴田町)
27	青森県後期高齢者医療広域連合	028801	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務 1. 被保険者の資格の管理に関する事務 2. 医療給付に関する事務 3. 保険料の賦課に関する事務 4. 保健事業に関する事務 5. その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務	(青森市長)西秀記	全市町村	2	平19.2.1	〒030-0801 青森市新町2丁目4番1号 青森県共同ビル内 TEL (017) 721-3821 FAX (017) 723-1401	